## 岩手県告示第713号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。)により、指定介護機関の指定に係る事業所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成25年9月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

## 居宅介護支援計画の作成

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所			
名称	主たる事務所の所	名称	所在地		変更年月日
	在地		変更前	変更後	
社会福祉法人新里	宮古市茂市第1地	新里紫桐会居宅介	宮古市茂市第1地	宮古市茂市第1地	平成25年2月1日
紫桐会	割115番地1	護支援事業所	割115番地1	割124番地2	